

北名古屋市広告入り封筒（一般事務用）提供者募集要項

第1 募集要項の趣旨

この募集要項は、広告入り封筒（一般事務用）提供者の募集に関し、北名古屋市広告掲載要綱（平成20年北名古屋市告示第185号。以下「要綱」という。）及び北名古屋市広告掲載基準（平成20年6月25日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 募集の目的

北名古屋市（以下「市」という。）が使用する封筒について、封筒に広告を掲載する対価として広告入り封筒の提供を受けることにより、市の経費節減と封筒提供者（以下「提供者」という。）の情報発信を図ることを目的とする。

第3 募集する広告入り封筒の仕様

用 途	会議や各種通知に使用する一般事務用封筒
規格・募集枚数	長3号封筒 120,000枚 角2号封筒 60,000枚
配 付 対 象	各種通知、会議出席者等
使 用 期 間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
材 質 等	用紙：再生紙等 紙圧：100g/m ² 程度 色数：単色 色：協議の上決定
広告掲載位置	裏面封筒下部70%以内、枠数は任意とする。
記 載 事 項	封筒に、市が指定する文字、イラスト等を掲載する。 【表面】 ・健康快適都市 北名古屋市役所（市章デザインマニュアルによるフォント指定あり） ・電話 0568-22-1111（代表） ・□ 西庁舎 〒481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 ・□ 東庁舎 〒481-8501 愛知県北名古屋市熊之庄御榊60番地 平成 年 月 日 課 担当 【裏面】 「この封筒は、広告主の協賛により製作されたものです。広告に関するお問い合わせは《無償提供事業者名》《電話番号》まで」と表示 その他イラスト等については、別紙1参照
封筒イメージ	別紙のとおり
納 入 日	以下のとおり4回に分けて納入する。なお、具体的な納入日は別途市が指定する。 平成28年3月中旬 長形3号30,000枚、角形2号15,000枚 平成28年9月中旬 長形3号30,000枚、角形2号15,000枚 平成29年3月中旬 長形3号30,000枚、角形2号15,000枚 平成29年9月中旬 長形3号30,000枚、角形2号15,000枚

第4 広告内容等

- (1) 封筒に掲載する広告を作成するにあたっては、要綱、基準及びこの募集要項の各規定を遵守するものとする。
- (2) 広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に封筒を製作しなければならない。
- (3) 市は前項の承諾を行うに際して、広告内容の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができるものとする。

第5 提供者の資格

提供者は、自らの広告を掲載しようとする事業主又は広告主を募集し広告媒体に広告を掲載することを業務とする広告代理店等（以下「広告取扱業者」という。）とする。

第6 申込方法

提供者となることを希望する者は、次により市に申し込むものとする。

受付期間	平成28年1月4日（月）から1月29日（金）まで。 なお、受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
提出場所	市役所西庁舎3階 総務部総務課
提出書類	1 北名古屋市広告入り封筒提供申込書（別紙様式第1） 2 添付書類 (1) 広告案 (2) 身分証明書（個人事業主の場合）又は商業登記簿全部事項証明書（法人の場合） ※ 身分証明書は、市町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地の役場で取得できます。 (3) 納税証明書（市税の未納が無いことの証明） ※ 市に納税義務がある場合は、納税証明書の提出は不要。 (4) 会社概要及び事業実績を示す書類等（任意様式）
備考	1 申込者が広告取扱業者の場合は、申込時には必ずしも広告案の提出を要しないものとし、提供者の決定後、別途市長が指定する日（概ね2月中旬頃）までに提出するものとする。 なお、別途市の定める一定の期間、掲載広告の募集を行うものとする。 2 提出に要する費用は、申込者の負担とする。 3 提出された書類は原則として返却しないものとする。

第7 提供者の選定方法

- (1) 申込者が複数あるときは、抽選により提供者を決定する。ただし、募集期間内に申込者がなく、募集期間終了後に申込を受けつける場合は、先着順とする。
- (2) 抽選に当たっては、市内の事業者等に係る広告案を提示した者を優先するものとする。

- (3) 選定結果については、その結果を北名古屋市広告入り封筒提供承認・不承認決定通知書（別紙様式第2）によって通知する。
- (4) 要綱等に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは、失格とする。
- (5) 選定までの審査の経緯等は公表しないものとする。また、審査結果についての異議申立ては受け付けられないものとする。

第8 確認書の締結

市と提供者は、封筒の提供に関して確認書を締結するものとする。

第9 広告募集上の注意事項

広告取扱業者は、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。また、市内の事業者等に係る広告を掲載するよう努めるものとする。

第10 経費負担

封筒の製作から納入までの全ての経費は、提供者の負担とするものとする。

第11 使用の中止

- (1) 市は、広告入り封筒を使用することが不適切と認めるときは、使用を中止することができる。
- (2) 使用中の事由が、提供者又は広告内容の事業者等の責に帰すべきものである場合は、提供者は当該封筒を回収し、代替の封筒を市が指定する期日までに納入するものとする。

第12 苦情等への対応

提供者は、広告入り封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

第13 不測の事態への対応

不測の事態が発生した場合は、別途協議のうえ対処するものとする。

第14 問い合わせ先

総務部総務課

〒481-8531 北名古屋市役所（西庁舎3階）

北名古屋市西之保清水田15番地

電話 0568-22-1111（内線2346）

別紙 1

(市が指定する封筒に印刷する文字等)

市名称 北名古屋市役所

URL <http://www.city.kitanagoya.lg.jp/>

市住所 西庁舎 〒481-8531

愛知県北名古屋市西之保清水田15番地

東庁舎 〒481-8501

愛知県北名古屋市熊之庄御榊60番地

電話 0568-22-1111 (代)

FAX 0568-25-1800

市章



市の花ツツジ

市の木モクセイ



「この封筒は、広告主の協賛により製作されたものです。広告内容に関するお問い合わせは《無償提供事業者名》 《電話番号》」(封筒片面)

※ 市が指定する封筒に印刷文字等についての注意事項

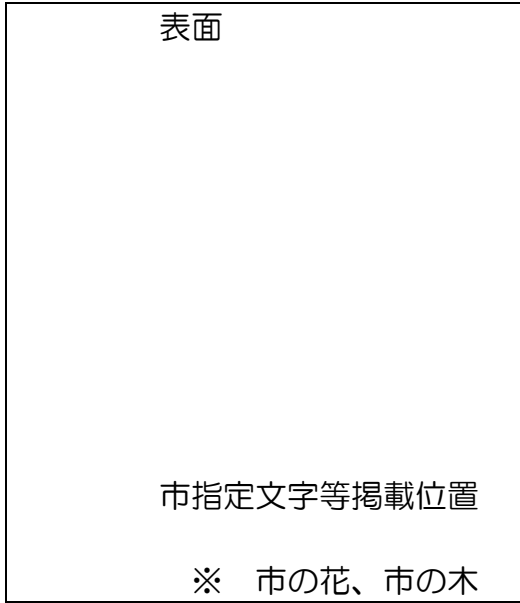
平成28年3月中旬の納入分「長形3号30,000枚・角形2号15,000枚」については、市章、QRコード、10周年ロゴを使用すること。

平成28年9月中旬からの納入については10周年ロゴは使用せず市章、市の花ツツジ及び市の木モクセイ、QRコードを使用すること。

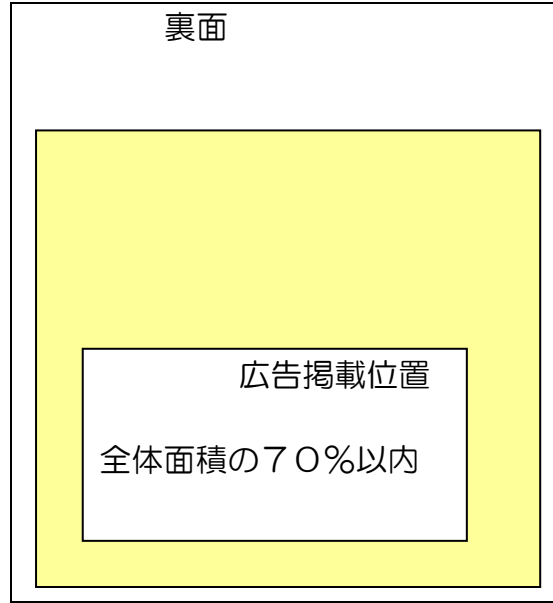
広告入り封筒イメージ図

角2封筒

表面



裏面

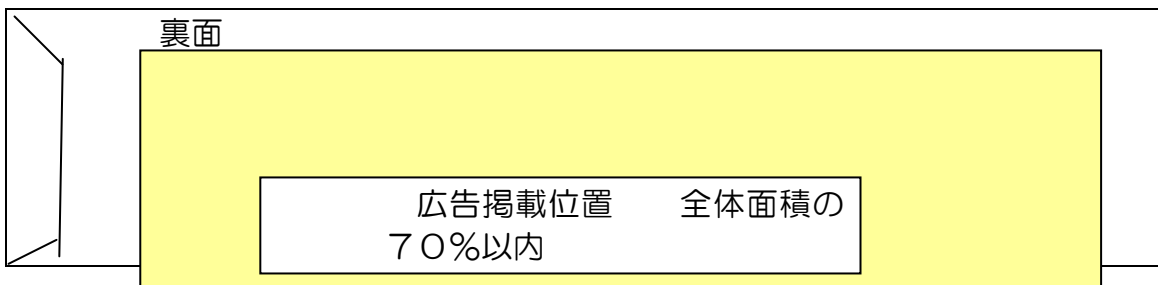


長3封筒

表面



裏面



別紙2

市が指定する封筒に印刷文字等について

平成28年3月中旬の納入分「長形3号30,000枚・角形2号15,000枚」については、市章、バーコード、10周年ロゴのみを使用すること、市の花ツツジ及び市の木モクセイは使用しないこと。

以降は別紙1に戻るものとする。